

平成28年12月2日招集

# 埼玉県議会定例会議案

## 目

## 次

	頁
第 1 3 9 号議案 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
第 1 4 0 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 .....	3
第 1 4 1 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 .....	30
第 1 4 2 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 .....	32
第 1 4 3 号議案 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 .....	33
第 1 4 4 号議案 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 .....	34
第 1 4 5 号議案 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 .....	35
第 1 4 6 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	36
第 1 4 7 号議案 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 .....	46

第百三十九号議案

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与等条例」という。)及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与等条例」という。)の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成二十八年十二月八日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

知事等の特別職及び教育長の期末手当の額を改定したいので、この案を提出するものである。

第四百十号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十万七千八百円」を「三十万八千円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	



別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800

	117		301,100								
	118		301,300								
	119		301,600								
	120		301,900								
	121		302,300								
	122		302,500								
	123		302,800								
	124		303,100								
	125		303,400								
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条第1項及び附則第5項に規定する職員を除く。





別表第3（第3条関係）

研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400

	117	319,500	349,000	369,400	393,800					
	118	320,300	349,500	369,900	394,300					
	119	321,000	350,100	370,500	394,800					
	120	321,800	350,700	371,000	395,300					
	121	322,400	351,000	371,100	395,700					
	122	322,700	351,400	371,700	396,200					
	123	323,200	351,900	372,200	396,600					
	124	323,700	352,300	372,600	397,100					
	125	324,000	352,700	373,100	397,500					
	126		353,100	373,600						
	127		353,600	374,100						
	128		354,000	374,600						
	129		354,400	374,900						
	130		354,800	375,400						
	131		355,200	375,900						
	132		355,600	376,400						
	133		355,800	376,700						
	134		356,300	377,200						
	135		356,700	377,600						
	136		357,000	378,000						
	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用 職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

77	264,800	321,100	389,800	440,600	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
78	266,000	322,100	390,400		38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
79	267,300	323,000	391,000		39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
80	268,400	323,900	391,600		40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
81	269,800	325,000	392,200		41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
82	271,100	325,800	392,800		42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
83	272,400	326,500	393,400		43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
84	273,600	327,300	394,000		44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
85	274,700	327,800	394,500		45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
86	275,800	328,300	395,000		46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
87	277,100	328,800	395,500		47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
88	278,300	329,300	396,200		48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
89	279,300	329,600	396,600		49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
90	280,500	330,100			50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
91	281,600	330,600			51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
92	282,800	331,100			52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
93	283,800	331,400			53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
94	284,800	331,800			54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
95	285,800	332,300			55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
96	286,800	332,800			56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
97	287,300	333,300			57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
98	288,200	333,800			58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
99	288,900	334,300			59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
100	289,800	334,800			60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
101	290,700	335,300			61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
102	291,400	335,800			62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
103	292,100	336,300			63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
104	292,800	336,800			64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
105	293,500	337,300			65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
106	294,000	337,700			66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
107	294,500	338,200			67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
108	295,000	338,600			68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
109	295,200	339,100			69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
110	295,600	339,500			70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
111	295,900	340,000			71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
112	296,200	340,400			72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
113	296,500	340,900			73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
114	296,800	341,300			74	261,200	317,800	387,800	439,100	
115	297,100	341,800			75	262,600	318,900	388,400	439,600	
116	297,400	342,200			76	263,700	320,000	389,100	440,100	

再任用  
職員以  
外の職  
員

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700

	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用 職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	

再任用職員以外の職員

	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000		
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300		
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600		
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900		
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200		
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500		
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900		
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100		
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400		
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700		
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000		
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200		
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100			
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800			
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400			
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800			
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300			
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800			
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300			
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900			
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400			
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000			
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600			

ロ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700

ハ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700

77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100			
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600			
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600			
86		288,700	324,600	345,500				
87		288,900	324,800	345,800				
88		289,100	325,200	346,100				
89		289,500	325,600	346,500				
90		289,700	326,000	346,800				
91		289,900	326,400	347,200				
92		290,100	326,800	347,500				
93		290,500	327,100	347,900				
94		290,700	327,300	348,200				
95		290,900	327,700	348,500				
96		291,200	328,000	348,800				
97		291,600	328,200	349,100				
98		291,900	328,500	349,500				
99		292,100	328,800	349,900				
100		292,400	329,100	350,300				
101		292,700	329,300	350,800				
102		292,900	329,600	351,200				
103		293,100	330,000	351,600				
104		293,400	330,200	352,000				
105		293,700	330,300	352,500				
106			330,600					
107			331,000					
108			331,200					
109			331,400					
110			331,800					
111			332,200					
112			332,600					
113			332,800					
再任用 職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200					37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800					38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300					39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600					40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900					41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400					42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
再任用	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800					43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
職員以	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100					44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
外の職	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400					45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
員	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900					46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400					47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800					48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100					49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500					50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000					51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400					52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800					53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	94	280,900	314,200	347,600	365,600						54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	95	281,800	314,900	348,300	366,000						55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	96	282,800	315,500	348,900	366,300						56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	97	283,600	316,200	349,300	366,900						57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	98	284,400	316,500	349,700	367,400						58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	99	285,000	317,100	350,200	367,900						59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	100	285,900	317,800	350,600	368,400						60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	101	286,700	318,200	351,100	369,000						61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	102	287,500	318,800	351,500	369,500						62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	103	288,300	319,400	352,000	370,000						63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	104	289,100	320,000	352,400	370,400						64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	105	289,800	320,400	352,700	371,000						65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	106	290,300	320,900	353,200	371,500						66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	107	290,800	321,400	353,600	372,000						67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	108	291,300	321,900	353,900	372,500						68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	109	291,500	322,300	354,400	373,100						69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	110	291,800	322,700	354,900	373,500						70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
	111	292,000	323,000	355,400	374,000						71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
	112	292,400	323,300	355,900	374,500						72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
	113	292,700	323,700	356,400	375,100						73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
	114	292,900	324,100	356,900							74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
	115	293,300	324,500	357,400							75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
	116	293,600	324,800	357,800							76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		

	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用 職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会  
定めるものに適用する。

	117	293,900	325,000	358,200				
	118	294,200	325,300	358,600				
	119	294,500	325,700	359,100				
	120	294,900	325,900	359,600				
	121	295,200	326,100	360,000				
	122	295,600	326,400	360,500				
	123	295,900	326,700	361,000				
	124	296,300	327,000	361,500				
	125	296,500	327,200	361,800				
	126	296,700	327,500					
	127	297,000	327,900					
	128	297,400	328,100					
	129	297,600	328,200					
	130	297,900	328,500					
	131	298,300	328,900					
	132	298,700	329,100					
	133	298,900	329,400					
	134	299,200	329,800					
	135	299,600	330,200					
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						



第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「より職員」の下に「（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第八項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの（委員会規則で定める者を除く。）及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」を「の第六項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族」としての配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員（以下「行九級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第八条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫  
第八条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族としての配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については一人につき一万円とする。

第九条第一項中「がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項第一号中「場合」の下に「（行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族としての子又は前条第二項第

三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実に係るもの」の一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至つた場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族としての配偶者、父母等及び扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級以上職員等が行九級以上職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族としての配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級以上職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族としての配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級以上職員等以外のもので行九級以上職員等となつた場合

六 扶養親族としての配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級以上職員等以外のもので行八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十九条の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第六条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」を「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第五条第二項及び第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」を「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第五項から第七項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項及び附則第四項において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員採用等に関する条例（以下この項及び附則第四項において「改正後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の規定 平成二十八年四月一日

二 第一条の規定による改正後の給与条例第十九条の四第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定並びに改正後の任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定 平成二十八年十二月一日

##### (改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十八年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

##### (給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

5 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例(以下「第二条改正後給与条例」という。)第八条第一項ただし書及び第九条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる第二条改正後給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八条第三項</p>	<p>扶養親族としての配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員(以下「行八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については一人につき一万円</p>	<p>前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての配偶者」という。)については一万円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については一人につき八千円(職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族としての父母等」という。)については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族としての子が不在場合にあつては、そのうち一人については九千円)</p>
<p>第九条第一項</p>	<p>扶養親族(行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。)がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等</p>	<p>扶養親族</p>

	<p>第九條第一項第一号</p>	<p>その旨</p>
<p>その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）</p>	<p>場合</p>	<p>第九條第一項第二号</p> <p>二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族としての子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）</p> <p>三 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>四 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）</p>

		く。 )
第九條第二項	扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日	死亡した日
第九條第三項	次の各号のいずれか	第一号、第二号若しくは第七号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号



	その日が	第一号又は第三号	の改定
若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの	これらの日が	第一号	の改定（扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、「扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の

<p>第九條第三項第二号</p>	<p>扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）</p>	<p>改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者でない職員となつた場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定</p>
		<p>扶養親族</p>

6 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第八條第一項ただし書及び第九條第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる第二条改正後給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八條第三項</p>	<p>扶養親族としての配偶者、父母等</p>	<p>前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族</p>
	<p>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、</p>	<p>、同項第二号</p>

	前項第二号	
第九條第一項	扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等	扶養親族
第九條第一項第一号	場合（行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	場合
第九條第一項第二号	場合及び行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合	場合
第九條第二項	扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。） なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日	扶養親族 なつた日

第九條第三項第二号	第九條第三項第一号又は第三号	第九條第三項第二号又は第三号	第九條第三項第一号、第二号又は第七号	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
				死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日	死亡した日

7 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第八條第一項ただし書並びに第九條第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる第二条改正後給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八條第三項	扶養親族としての配偶者、父母等	前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者、父母等」という。）
	が八級	が八級以上
行八級職員等	行八級以上職員等	

第九條第一項	扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等	同項第二号
第九條第一項第一号	場合（行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	場合
第九條第一項第二号	場合及び行九級以上職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合	場合
第九條第二項	扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。） なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日

第九條第三項 第二号	第九條第三項第 四号	第九條第三項第 六号	同項の規定による届出に係 るものがない場合	前項の規定による届出に係 るものがない場合
			死亡した日、行九級以上職 員等以外の職員から行九級 以上職員等となつた職員に 扶養親族としての配偶者、 父母等で同項の規定による 届出に係るものがある場合 においてその職員に扶養親 族としての子で同項の規定 による届出に係るものな いときはその職員が行九級 以上職員等となつた日	死亡した日
第九條第三項 第一号又は第三号	第九條第三項第 四号	第九條第三項第 六号	次の各号のいずれか	第一号、第二号、第四号、 第六号又は第七号
			扶養親族（行九級以上職員 等にあつては、扶養親族と しての子に限る。）	第一号 扶養親族
第九條第三項第 六号	第九條第三項第 四号	第九條第三項第 六号	行八級職員等及び行九級以 上職員等	行八級以上職員等
			が行八級職員等	が行八級以上職員等

（人事委員会への委任）

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

平成二十八年十二月八日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

平成二十八年十月二十日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、職員の給与を改定したいので、この案を提出するものである。

第四百四十一号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロを次のように改める。

ロ 育児休業に係る子が一歳六か月に達する日までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二第一号中「子の一歳到達日」を「子が一歳に達する日（以下この条において「一歳到達日」という。）」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で同条第二項の規定による養育里親であるものと同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

第三条第一号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同条に規定する承認に係る子に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）」、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されること」に改め、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

第十一条第一号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同号に規定する承認に係る子に係る民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）」、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されること」に改める。

第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第二項の規定による」を「同条第一号に規定する」に改める。





第四百十二号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「（以下この項）の下に「及び第五項並びに第十五条の二第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十五条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る前条第二項に規定する期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十六条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月八日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、及び平成二十八年十月二十日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、介護時間制度を新設し、及び介護を行う職員についてその請求により時間外勤務を免除したいので、この案を提出するものである。

第四百十三号議案

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第六条第二項第一号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十八条第二項中「の子」の下に「（管理者が定める子を含む。）」を、「もの」の下に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「休暇をいう」の下に「。以下この項において同じ。」、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

2 改正前の第六条第一項の規定は、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

平成二十八年十二月八日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第四百四十四号議案

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第七条第二項第一号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第二十二条第二項中「の子」の下に「（管理者が定める子を含む。）」を、「も」の下に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「休暇をいう」の下に「。以下この項において同じ。」、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十二条第二項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

2 改正前の第七条第一項の規定は、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

平成二十八年十二月八日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、病院事業企業職員の給与の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第四百十五号議案

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第六条第二項第一号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第二十条第二項中「の子」の下に「（管理者が定める子を含む。）」を、「もの」の下に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「休暇をいう」の下に「。以下この項において同じ。」、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう」を加える。

### 附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十条第二項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

2 改正前の第六条第一項の規定は、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

平成二十八年十二月八日提出

埼玉県 知事 上 田 清 司

### 提 案 理 由

県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第四百十六号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第二項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に改める。  
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,200
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,900

86	289,400	376,400	419,900	454,800		40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,600
87	290,500	377,800	421,100	455,300		41	229,700	285,200	351,100	404,000	475,200
88	291,700	379,100	422,100	455,800		42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,900
89	292,900	380,400	423,200	456,300		43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,600
90	294,000	381,700	424,200	456,900		44	234,600	292,400	357,300	408,200	477,300
91	295,200	382,900	425,200	457,400		45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,900
92	296,400	384,200	426,200	457,900		46	237,600	297,000	361,200	411,100	478,600
93	297,100	385,500	427,100	458,400		47	238,900	299,300	363,200	412,600	479,300
94	298,100	386,600	427,900	459,000		48	240,100	302,000	365,200	414,200	480,000
95	299,200	387,900	428,700	459,500		49	241,600	304,400	366,900	415,900	480,600
96	300,400	389,100	429,500	460,000		50	243,100	306,800	368,700	417,300	481,300
97	301,400	390,500	430,300	460,500		51	244,300	309,300	370,600	418,900	482,000
98	302,500	391,500	430,700	461,100		52	245,800	311,600	372,600	420,400	482,700
99	303,500	392,600	431,100	461,600		53	247,000	313,900	374,500	422,100	483,300
100	304,600	393,600	431,500	462,100		54	248,200	316,100	376,300	423,600	484,000
101	305,500	394,500	431,900	462,600		55	249,600	318,200	378,100	425,200	484,700
102	306,600	395,500	432,200			56	250,700	320,400	379,800	426,800	485,400
103	307,700	396,600	432,500			57	252,000	322,600	381,300	428,300	486,000
104	308,700	397,700	432,800			58	253,100	324,700	382,900	429,800	486,700
105	309,300	398,400	433,100			59	254,200	326,900	384,600	431,000	487,400
106	310,200	399,300	433,400			60	255,400	328,900	386,300	432,200	488,100
107	311,000	400,200	433,700			61	256,700	331,000	387,500	433,400	488,700
108	311,800	401,100	433,900			62	258,000	333,100	388,900	434,700	
109	312,700	401,900	434,100			63	259,400	335,300	390,300	436,000	
110	313,100	402,800	434,400			64	260,600	337,500	391,600	437,200	
111	313,500	403,600	434,700			65	261,900	339,400	393,000	438,400	
112	314,000	404,400	434,900			66	263,400	341,600	394,200	439,600	
113	314,600	405,000	435,100			67	264,900	343,700	395,600	440,800	
114	315,000	405,700	435,400			68	266,600	345,900	397,000	442,000	
115	315,500	406,400	435,700			69	268,100	347,800	398,300	443,200	
116	316,000	407,100	435,900			70	269,500	349,700	399,600	444,400	
117	316,600	407,700	436,100			71	270,900	351,800	401,000	445,600	
118	317,100	408,200				72	272,300	353,800	402,300	446,800	
119	317,500	408,600				73	273,400	355,500	403,600	447,900	
120	318,000	409,000				74	274,800	357,400	405,000	448,500	
121	318,500	409,400				75	276,200	359,200	406,400	449,000	
122	318,900	409,700				76	277,400	361,100	407,700	449,500	
123	319,400	410,000			再任用 学校職 員以外 の学校 職員	77	278,800	363,000	408,900	450,000	
124	319,900	410,200				78	280,000	364,700	410,100	450,600	
125	320,500	410,400				79	281,200	366,400	411,400	451,100	
126	320,800	410,700				80	282,400	368,000	412,800	451,600	
127	321,100	411,000				81	283,500	369,500	414,100	452,100	
128	321,400	411,200				82	284,700	371,000	415,300	452,700	
129	321,600	411,400				83	285,900	372,500	416,300	453,200	
130	321,900	411,700				84	287,100	373,900	417,500	453,700	
131	322,200	412,000				85	288,300	375,000	418,700	454,200	
132	322,500	412,200									

別表第2（第5条関係）

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400

	133	322,700	412,400			
	134	322,900	412,700			
	135	323,100	413,000			
	136	323,400	413,200			
	137	323,700	413,400			
	138	323,900	413,700			
	139	324,200	414,000			
	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900	415,700			
	147	326,200	416,000			
	148	326,500	416,200			
	149	326,700	416,400			
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用 学校職 員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



86	286,800	354,800	405,200	419,500	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
87	287,700	356,300	405,900	419,900	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
88	288,700	357,800	406,600	420,200	42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
89	289,800	359,200	407,200	420,500	43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
90	290,700	360,500	407,900	420,800	44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
91	291,600	361,900	408,400	421,100	45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
92	292,500	363,300	409,100	421,300	46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
93	292,900	364,800	409,500	421,500	47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400
94	293,600	366,100	409,900	421,800	48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
95	294,300	367,400	410,200	422,100	49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
96	295,100	368,600	410,500	422,300	50	242,400	279,500	364,600	386,500	454,900
97	295,900	369,600	410,800	422,500	51	243,900	281,400	366,200	388,000	455,400
98	296,700	370,600	411,100	422,800	52	245,100	283,400	367,800	389,400	455,900
99	297,500	371,600	411,400	423,100	53	246,200	285,200	369,300	390,600	456,400
100	298,200	372,600	411,600	423,300	54	247,600	287,600	370,800	391,900	
101	299,100	373,500	411,800	423,500	55	248,800	289,900	372,300	393,000	
102	299,600	374,500	412,100	423,800	56	250,000	292,400	373,800	394,100	
103	300,100	375,500	412,400	424,100	57	251,200	294,500	375,300	395,500	
104	300,600	376,500	412,600	424,300	58	252,400	297,000	376,700	396,700	
105	300,800	377,300	412,800	424,500	59	253,500	299,300	378,100	397,900	
106	301,200	378,200	413,100	424,800	60	254,700	302,000	379,400	399,200	
107	301,500	379,100	413,400	425,100	61	256,100	304,400	380,300	400,400	
108	301,700	380,100	413,600	425,300	62	257,300	306,800	381,500	401,400	
109	301,900	380,900	413,800	425,500	63	258,500	309,300	382,700	402,800	
110	302,100	381,900	414,100	425,800	64	259,400	311,600	383,800	404,100	
111	302,400	382,900	414,400	426,100	65	260,400	313,900	384,700	405,300	
112	302,700	383,900	414,600	426,300	66	261,800	316,100	385,900	406,400	
113	302,900	384,500	414,800	426,500	67	263,200	318,200	386,900	407,600	
114	303,100	385,400	415,100	426,800	68	264,700	320,400	388,000	408,700	
115	303,300	386,300	415,400	427,100	69	266,300	322,600	389,200	409,700	
116	303,600	387,200	415,600	427,300	70	267,800	324,700	390,200	410,900	
117	303,900	388,000	415,800	427,500	71	269,300	326,900	391,300	412,100	
118	304,200	388,700			72	270,700	328,900	392,500	413,300	
119	304,500	389,500			73	271,800	331,000	393,500	413,900	
120	304,800	390,300			74	273,000	333,100	394,600	414,700	
121	304,900	390,900			75	274,300	335,300	395,700	415,400	
122	305,100	391,700			76	275,500	337,500	396,800	415,900	
123	305,400	392,400			77	276,900	339,300	397,700	416,200	
124	305,700	393,100			78	278,000	341,200	398,600	416,600	
125	305,900	393,700			79	279,200	343,100	399,600	417,000	
126		394,400			80	280,400	344,900	400,600	417,400	
127		394,900			81	281,600	346,700	401,400	417,700	
128		395,500			82	282,500	348,500	402,200	418,100	
129		396,200			83	283,700	350,100	402,900	418,500	
130		396,800			84	284,900	351,900	403,700	418,800	
131		397,300			85	285,900	353,200	404,400	419,100	
132		397,800								

再任用  
学校職  
員以外  
の学校  
職員

別表第3（第5条関係）

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600

	133		398,100			
	134		398,400			
	135		398,700			
	136		399,000			
	137		399,300			
	138		399,600			
	139		399,900			
	140		400,200			
	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
	158		404,900			
	159		405,200			
	160		405,400			
	161		405,600			
再任用 学校職 員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	86		288,700	324,600	345,500	
	87		288,900	324,800	345,800	
	88		289,100	325,200	346,100	
	89		289,500	325,600	346,500	
	90		289,700	326,000	346,800	
	91		289,900	326,400	347,200	
	92		290,100	326,800	347,500	
	93		290,500	327,100	347,900	
	94		290,700	327,300	348,200	
	95		290,900	327,700	348,500	
	96		291,200	328,000	348,800	
	97		291,600	328,200	349,100	
	98		291,900	328,500	349,500	
	99		292,100	328,800	349,900	
	100		292,400	329,100	350,300	
	101		292,700	329,300	350,800	
	102		292,900	329,600	351,200	
	103		293,100	330,000	351,600	
	104		293,400	330,200	352,000	
	105		293,700	330,300	352,500	
	106			330,600		
	107			331,000		
	108			331,200		
	109			331,400		
	110			331,800		
	111			332,200		
	112			332,600		
	113			332,800		
再任用 学校職 員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300

	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600

	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	

別表第4 (第5条関係)

事務職給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600

86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				
117		301,100				
118		301,300				
119		301,600				
120		301,900				
121		302,300				
122		302,500				
123		302,800				
124		303,100				
125		303,400				
再任用 学校職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「より学校職員」の下に「(次項に定める学校職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第七項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」を「の第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第九条中「規定」の下に「(これらの規定中行九級以上職員等及び行人級職員等に関する部分を除く。)」を加える。

第十二条の二第二項中「得た額に」を「得た額(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの(第十二条の五において「教育四級職員」という。)にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額)に」に改め、同条第三項中「百分の八十」との下に「、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と」を加える。

第十二条の五第一項中「定める職員」を「定める学校職員」に改め、同条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五(教育四級職員にあつては、百分の

百五)」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十(教育四級職員にあつては、百分の五十)」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第五項の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第十二条の五第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の五第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十八年四月一日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるこれに準ずる学校職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第 号)附則第五項から第七項までの規定(これらの規定中行九級以上職員等及び行八級職員等に関する部分を除く。)は、学校職員の扶養手当について準用する。

(教育委員会への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(人事委員会との協議)

7 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。

平成二十八年十二月八日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

平成二十八年十月二十日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与を改定したいので、この案を提出するものである。

第四百四十七号議案

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「（以下この項）の下に「及び第五項並びに第十七条の二第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定は、要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十二条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十七条の二 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る前条第二項に規定する期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十八条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月八日提出

埼玉県知事 上田清司



## 提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、及び平成二十八年十月二十日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、介護時間制度を新設し、及び介護を行う学校職員についてその請求により時間外勤務を免除したいので、この案を提出するものである。